

令和 7 年 9 月 県議会

建設委員会

県土整備部長説明要旨

県土整備部

県土整備部長の小浪でございます。

委員各位におかれましては、県土整備行政の推進に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、今議会に提案しております諸案件について、ご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 120 号「令和 7 年度和歌山県一般会計補正予算」のうち、県土整備部関係といたしまして、

第 6 款 農林水産業費で 8, 901 万 7 千円

第 8 款 土木費で 10 億 5, 811 万 6 千円

の増額補正をお願いしております。

主な理由としては、公共事業に係る国庫支出金の額の決定に伴うものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書に基づき、ご説明いたします。

補正予算説明書（出） 2 ページをご覧ください。

第 6 款 農林水産業費、第 5 項 水産業費、第 8 目

漁港建設費の８，９０１万７千円につきましては、
３連動地震による被災後の早期復旧・復興につなげる
ための防波堤改良に要する経費でございます。

次に、（出）３ページをご覧ください。

第８款 土木費、第１項 土木管理費、第３目 建築
指導費の３，４１６万５千円につきましては、耐震診
断が行われた木造住宅の所有者に対する専門家の派遣
及び普及啓発に要する経費でございます。

次に、（出）４ページをご覧ください。

第２項 道路橋りょう費、第２目 道路維持費の
１，６１０万３千円につきましては、橋りょう等の老
朽化対策及び通学路における交通安全対策に要する経
費でございます。

また、第３目 道路新設改良費の２億８，４５０万円
につきましては、幹線道路網の整備や基本的生活に不
可欠な道路の整備に要する経費でございます。

次に、（出）５ページをご覧ください。

第3項 河川海岸費、第3目 砂防費の3,640万円
につきましては、令和7年6月の降雨等により、橋本市、日高川町などで発生したがけ崩れへの対策を実施するための経費でございます。

また、第4目 海岸保全費の2億4,276万8千円
につきましては、3連動地震による津波避難困難地域の解消を目指すための護岸改良及び海岸保全施設の高潮対策・老朽化対策に要する経費でございます。

次に、（出）6ページをご覧ください。

第4項 港湾費、第2目 港湾建設費の4億4,418万円
につきましては、3連動地震による被災後の早期復旧・復興につなげるための防波堤整備等に要する経費でございます。

次に、議案書4ページをご覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、県土整備部といたしまして、追加で1件をお願いしております。

また、補正予算に関連いたしまして、議案書26ペ

ージ、議案第 1 2 7 号「令和 7 年度建設事業施行に伴う市町村負担金について」をお願いしております。

次に補正予算以外の議案につきましてご説明いたします。

議案書 2 9 ページから 3 0 ページ、議案第 1 3 0 号から議案第 1 3 1 号「権利の放棄について」につきましては、建設工事請負契約解除に係る違約金について、債権回収が見込めないため、請求権を放棄するものでございます。

次に、議案書 3 1 ページから 3 3 ページ、議案第 1 3 2 号から議案第 1 3 4 号につきましては工事請負契約を、議案書 3 4 ページ、議案第 1 3 5 号につきましては工事委託変更契約を締結するものでございます。

次に、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による知事専決処分報告をご覧ください。

1 ページの諸報第 3 7 号及び 1 1 ページの諸報第 4 7 号の 2 件につきましては、職員の公務中における交通事

故に伴う損害賠償の額について、２ページから１８ページのうち、諸報第３８号、諸報第３９号、諸報第４６号、諸報第５３号及び諸報第５４号の５件につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償の額について、４ページの諸報第４０号につきましては、車両転倒事故に伴う損害賠償の額について、知事において専決処分を行ったため、報告を行うものでございます。

次に、法人の経営状況報告書でございますが、地方自治法第２２１条第３項に定める法人の経営状況を説明する書類として、県土整備部関係では、２６５ページから和歌山県下水道公社の令和６年度における経営状況等を報告しております。

続きまして、県土整備部関係の主な取組等について、ご報告いたします。

まず、道路局関係でございます。

紀伊半島を一周する高速道路につきましては、すさみ串本道路では、令和９年夏の開通に向けて全線にお

いて鋭意工事が進められております。

引き続き、残る区間も含め、「紀伊半島一周高速道路」の早期完成に向け、事業促進に取り組んでまいります。

印南^{いなみ}～南紀田辺^{なんきたなべ}間の4車線化につきましては、現在、西日本高速道路株式会社においてトンネルや橋梁などの工事が進められております。

次に、高速道路とあわせ県内外の一体的発展に寄与する幹線道路の整備につきましては、直轄国道事業では、本年6月に一部開通した国道42号有田海南^{ありだかいなん}道路において、残る未整備区間でトンネルや橋梁などの工事が引き続き進められております。また、国道169号奥瀬^{おくどろ}道路Ⅲ期においても、橋梁などの工事が着実に進められております。

県事業では、高規格道路として整備を進めている国道168号において、新宮市^{おうが}相賀^{おうが}の相賀トンネルを含む約1.4kmがこの19日に供用するなど、着実に

道路ネットワークの整備が進展しています。

次に、河川下水道局関係でございます。

直轄河川事業につきましては、紀の川では、藤崎狭窄部対策をはじめとする紀の川^{ほんせん}本川の整備が進められ、
熊野川^{くまのがわ}では、河口付近の河道掘削等が進められております。また、直轄砂防事業につきましては、那智川や
三越川^{みこしがわ}等において砂防工事が進められております。

県事業においても、七瀬川^{ななせがわ}や西川^{にしかわ}等の河川整備に加え、榎川^{ほくそがわ}や砂子^{すなご}地区等の砂防施設の整備を着実に進めています。

また、本年１月に特定都市河川に指定した西川^{にしかわ}流域では、流域のあらゆる関係者が協働して、ハード、ソフト一体的に対策を行う、流域治水の取組を本格的に進めてまいります。

下水道及び浄化槽関係につきましては、紀の川流域下水道（伊都処理区）におきまして、処理場の設備の更新を行います。また、紀の川中流流域下水道（那賀

処理区）におきましては、引き続き処理場の施設整備を進めてまいります。

また、汚水処理人口普及率向上のため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に取り組んでまいります。

次に、都市住宅局関係でございます。

都市政策につきましては、都市機能の集約など「コンパクトなまちづくり」や、地域の個性を生かした魅力ある景観形成を促進しています。今後も市町と連携しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

住宅政策につきましては、南海トラフ地震等に備え、住宅の耐震化が大変重要であると考えております。令和6年能登半島地震以降、県民の防災意識が高まっている機会を逃さず、引き続き、所有者等に対し支援制度の普及・啓発に努め、住宅耐震化の促進に取り組んでまいります。

また、空き家対策について、空き家に関するあらゆる相談をワンストップで対応する「空き家相談窓口」を設置し、具体的な手法の提案や各種専門家等の紹介などを行っているところです。引き続き、活用や処分が進むよう啓発に努め、状況に応じた対策を総合的に推進してまいります。

次に、港湾空港局関係でございます。

まず、直轄港湾事業については、和歌山下津港や日高港における^{はくち}泊地浚渫等が進められています。また、直轄海岸事業については、和歌山下津港海岸における津波浸水対策が進められています。

県事業につきましては、3連動地震に対する津波対策として、那智勝浦海岸で護岸の嵩上げを行うとともに、経済被害を抑え早期の復旧・復興につなげるため、由良港や串本漁港など県内の主要な港湾や漁港において、防波堤の改良等を進めてまいります。

港湾の振興につきましては、今年新たに就航したク

ルーズ客船「飛鳥Ⅲ」が、9月1日に、県内の港湾として初めて新宮港に寄港しました。今後も港湾の利用促進を通じ、地域の経済振興を図ってまいります。

また、空港の振興につきましては、8月26日及び28日に熊野白浜リゾート空港と新潟空港を結ぶチャーター便が運航されました。今回のチャーター便は、新潟空港を拠点に運航するトキエア株式会社により、新潟からの観光客等を乗せた第1便が到着後、その折り返し便に本県からの観光客等が搭乗し新潟に向けて出発する双方向で計画され、帰路を含め2往復運航されました。

引き続き、航空会社とも連携を図りながら、国内線の利用促進や国際線の誘致を推進してまいります。

以上、概略ではございますが、県土整備部関係の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。